

平安初期における鉛釉陶器生産の変質

高橋 照彦

【要約】 古代窯業生産において最も工程を要する生産物に鉛釉陶器がある。鉛釉陶器生産は、弘仁年間、九世紀初め頃に生産地の拡散・生産内容の変質・生産量の増大といった大きな変貌を遂げる。本稿は、この平安初期における鉛釉陶器生産の変質過程を跡付けながら、その歴史的背景を追究することに目的を置いていく。検討の結果、この段階に新たに成立する尾張と長門の生産地は、中央主導の形で畿内から技術導入されていることを確認した。そして、従来議論の分かれていた「弘仁瓷器の伝習記事」は、工人を畿内で技術教習し、その工人を派遣して尾張や長門へ緑釉技術の移植を図るという過程の重要な一段階を示すものであり、それは『延喜式』にみられる年料雑器の中央への取取と直結するものであると考えた。また、その背景としては種々想定されるが、なかでも筆者は弘仁期の儀式整備の流れを重要視し、国家的な儀式や饗宴における使用を主目的に唐風文化を体現する高級食器としての位置づけが嵯峨朝段階で新たに鉛釉陶器に付与され、その国家的な需要が生産の転換に導いたものと判断した。

史林 七七卷六号 一九九四年一月

一 はじめに

平城京と平安京という日本の古代を代表する二つの都城を比較すれば、当然ながらその両者には継続する側面と変化する側面が認められる。その点は、そこから出土する焼物類についても当てはまっている。平安京出土の土師器は長岡京を介して平城京出土品と同一の技術系譜上にあり、土師器が両都城の出土土器類の主体を占めている点には変化がない。その一方で、奈良時代では供膳具において土師器とともに須恵器が主要な焼物類であるのに対して、平安時代には須恵器が

減少し、代わって釉薬の施された焼物、つまり鉛釉・灰釉などの施釉陶器が目立ってくる。土器・陶磁器供膳具の中での施釉陶器の比率は、平安京内ならばほどの地点でも五〜二十%を占めている^①。施釉陶器のなかでも鉛釉陶器は、釉原料の調達や調合などの生産工程を要し、古代窯業生産では最も高級な部類に属する焼物であるが、その生産の変質は平城京の土器構成と平安京の土器構成を画する最も顕著な要素であろう。そこで本稿は、奈良時代から平安時代への窯業生産の移行過程の解明に向けて、特に鉛釉陶器の変容について検討を試みることにしたい。

それでは、この鉛釉陶器に関する研究史をごく簡単に振り返ることにしよう。古代施釉陶器生産に関する先駆的研究を進めたのは、榑崎彰一氏^②と田中琢氏^③である。榑崎氏は、猿投山西南麓古窯跡群の調査成果をふまえ古代施釉陶器全般にわたって考察を加えており、その研究の基礎を築いた。一方の田中氏は、奈良時代の窯業生産を主たる研究テーマとするなかで奈良三彩の検討を行い、奈良三彩の生産体制に関する研究ではいまだこれを越えるものが現われていないと言って過言ではない。ただし、一九七〇年代までの榑崎・田中両氏らによる研究段階では、生産地・消費地双方において考古資料が必ずしも充実しておらず、個別の事実認定については問題を残していた。その後、平安京を初めとする消費地や各地の窯跡の調査も進展し、産地ごとの生産内容や推移などについてもかなり把握できるようになってきている。そのような成果を受けて、巽淳一郎氏^④や前川要氏^⑤などにより史的背景も含めた検討も行われつつある。しかし、いずれの論者も比較的広範な議論の中の一部としてこの奈良時代から平安時代初めの鉛釉陶器の問題を取り上げていることもあり、必ずしもこれまでに出された諸説を検討し直した上で自論を展開しているわけではない。したがって、研究者間でも依然多くの論点において相違が著しく、後述するように筆者としてもこれまでの諸説に異論を持つ部分が少なくない。特に、文献資料を含めた統一的な理解を得るまでには十分に至っていないと言ってよからう。よって、以下ではこの平安初期における鉛釉陶器生産の変容過程について従来の諸説を再検討しながらその全体像を追究し、さらにその要因あるいは背景についても考察を行うことにしたい。

① 平尾政幸「平安時代前期の土器」（財）京都市埋蔵文化財研究所『平安京右京三条三坊』、一九九〇年）ほか。

② 橋崎彰一「彩釉陶器製作技法の伝播」（名古屋大学文学部研究論集）四四、史学一五、一九六七年）、同「日本の三彩と緑釉」（五島美術館『日本の三彩と緑釉』、一九七四年）、同『三彩・緑釉』（日本陶磁全集）第五卷、中央公論社、一九七七年）、同「平安時代の施釉陶器——青瓷と白瓷——」（『世界陶磁全集』第二卷へ日本古代）、小学館、一九七九年）ほか。

③ 田中琢「鉛釉陶の生産と官営工房」（『日本の三彩と緑釉』前掲）、同『三彩・緑釉』（『世界陶磁全集』第二卷へ日本古代）、前掲）ほか。

二 平安期緑釉陶器生産の成立過程

（一）新生産地における技術導入

鉛釉陶器生産は、八世紀末、長岡京期かその直前の段階頃に部分的に変容を遂げる^①。その変質内容としては、第一に緑釉単彩陶器を中心とした生産への転化が挙げられる。それ以前の奈良三彩にも緑釉単彩の製品はあるものの、濃緑色を基調とするのに対して、この段階のものは淡緑色を呈しており、九世紀前半にも継続する様相である。また、この時期には中国文物模倣による新器種の生産も開始される。例えば、新たに登場する椀（図一・1・2）は中国陶磁器（3）に類似形態を見いだすことができる。この緑釉単彩化と中国文物模倣による器種変化は、奈良三彩からの変質を窺わせる要素であり、この八世紀末頃が生産の一つの画期ともなりうる。しかしながら、生産地は畿内に限られているものと推測され、生産量も依然として少なく、都城周辺地域を中心に限定的な供給を行っている点で、基本的には奈良三彩とほとんど変化がない。また、生産内容に新しい動きが出てくるものの、甕・羽釜・甌といったこの段階に生産がほぼ限られる特殊な器種の生産を主体としており、先述の椀の形態も後の時期に続くものではない。したがって、変質への萌芽的な動きは認められるが、

④ 巽淳一郎「古代窯業生産の展開——西日本を中心に——」（奈良国立文化財研究所創立三〇周年記念論文集 文化財論叢）一九八三年）、同『陶磁（原始・古代編）』（『日本の美術』二三五、至文堂、一九八五年）ほか。

⑤ 前川要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」（『中近世土器の基礎研究』Ⅲ、一九八七年）、同「平安時代における緑釉陶器の編年的研究」（『古代文化』第四一卷第五号、一九八九年）、同「平安時代における施釉陶磁器の様式論的研究——様式の形成とその歴史的背景——」（『古代文化』第四一卷第八・一〇号、一九八九年）ほか。

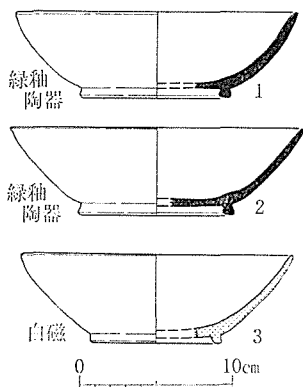


図1 8世紀末前後の緑釉陶器と
比較資料 縮尺1/5
1・2：奈良・興福寺一乗院、
3：京都・西寺。

いまだその前段階にあると判断できる。

上記のような部分的変容を経て、九世紀初め頃にさらに大きな変化が訪れる。その具体的内容としては、生産地の拡散、生産内容の変質、生産量の増加ならびにそれに伴う出土地の増加、の三点が挙げられる。これによって、平安時代の鉛釉陶器の基本的構成要素が出そろったことになり、この時期が古代鉛釉陶器生産において最大の画期として位置づけられるだろう。よって、本稿では以下、この九世紀初め以前の鉛釉陶器を奈良三彩、それ以降の鉛釉陶器を平安期緑釉陶器（あるいは単に緑釉陶器）と呼ぶことにしたい。

それでは、平安期緑釉陶器の成立期である九世紀初頭の変化を、まずその新生産地の技術導入過程を軸に跡付けてみることにする。この時期に新たに成立する生産地には、尾張と長門がある。第一に問題となるのは、新生産地の技術系譜が中国などからの新たな技術なのか、それとも奈良三彩から継続する従来の鉛釉陶器の技術なのかという点であろう。前者の立場に立つ坂野和信氏は、器形・器種構成・装飾技法・製作技法などを根拠に中国からの磁器系技術の導入を推測している^⑤。坂野氏の論拠として挙げた前三者については、単なる模倣によってもある程度達成が可能なものであり、十分な根拠にはなり難い。したがって、製作技術そのものの側面を特に重視する必要がある。

まず、古代の日本ではそもそも磁器の生産が行われていないため、尾張や長門に導入されたのは明らかに磁器自体の生産技術ではない。また、尾張の窯体構造も従前の日本の窯体構造の範疇にあり、その面でも中国の陶磁器生産窯からの技術導入は認められない。坂野氏は磁器系技術の根拠としてシッタの採用を挙げているが、シッタとされた資料は転用の可能性があるとしてもあくまで窯道具としての出土例であり、シッタの

確実な採用については証明されていない。それに、たとえシッタが使用されていたとしても、中国陶磁器生産においてはそれに当然付随する削り出し高台の手法が尾張や長門では採用されておらず、その点からみても中国からの体系的技術移入は考えられない。

尾張や長門において施釉陶器生産に伴う新たな技術とみられるものを確認すれば、釉の調合・施釉・焼成の一連の工程を含む緑釉施釉技術そのものと、白く素地を焼き上げる技術ならびに陰刻手法による装飾技術の三点に集約できであろう。前二者は畿内の鉛釉陶器生産に従来からみられた技術であり、しかもその技術内容は山城・尾張・長門では基本的に共通している。例えば、椀皿類の二次焼成においていずれも同種の三又トチンを用いた重ね焼きを行っており、施釉範囲としては椀皿類では全面に施釉されている。釉調は、尾張のものが他よりもガラス質の良好な仕上がりではあるが、いずれも黄みを帯びた透明釉に近いものや淡緑色を基調としたものである。尾張や長門における緑釉施釉ならびに素地製作の技術に、それまでの畿内の技術から逸脱する要素は認め難いため、尾張や長門の施釉技術は奈良時代以来の畿内の技術系譜を引くとみるのが妥当な見解であろう。^⑦

残された陰刻手法についても、既に指摘がなされているように、青磁など中国陶磁器に認められる文様より精緻なものであって、中国の陶磁器生産からの直接の技術導入は考えられない。^⑧ もちろん、その手法の採用には中国系文物の模倣が引き金となったとみるべきではあろう。だが、その文様自体はむしろ正倉院宝物などにみられる日本の種々の工艺品の文様との類似度が高く、吉田恵二氏により指摘された通り直接の技術系譜としては中央官営工房の画師や画工などの関与を考えるのが適当であろう。^⑩ このように、尾張の緑釉陶器生産の開始には、他の職種の技術も含めて畿内系技術が採用されているものと判断できるのである。

ただし、全面的に畿内の技術だけで各地の生産を捉えることはできない。窯体構造を見れば、畿内ではそれ以前からの通有の窰窯が継続するとみられるのに対し、尾張では舟底状ピットを有する在地の伝統系譜上にある窰窯の例が確認でき

①これは、製品の素地の焼成差にもおそらく反映しているものと推測される。つまり、尾張では在地の生産技術の中に、施釉や素地の焼成に関わる技術のみを取り込んだものであって、緑釉陶器生産の全工程が畿内から直接的に導入されていないのではないと推測されるのである。そのような在地の生産組織への依存度は、東海の開窯期の窯である黒笹一四号窯の生産内容として須恵器がかなりの量を占める点からも裏付けられるものと思われる。一方の長門については窯跡が不明であるため、その点の比較については今後の課題である。ただ、生産される碗皿類の器形に在地の土師器や須恵器に酷似するものが含まれ、¹²在地工人を基礎に畿内から緑釉施釉技術を導入して生産を行ったとみられる点では、尾張とほぼ同様の状況だと推測される。

以上のように、緑釉陶器の新生産地の成立に当たっては従来からの畿内系技術が取り入れられ、その生産は在地の土器工人に大きく依存する姿をみいだしうるものと言える。

(2) 新生産地の成立と中央の関与

九世紀初め以前の鉛釉陶器生産は中央の官営工房で閉鎖的に技術保持がなされていたとみられるため、この段階における新生産地の成立を中央の関与の有無という側面からもう少し検討を深めてみることにしたい。¹³まず問題となるのは、畿外への生産地の拡大が中央の意図に反した技術流出なのかである。

まず、生産の主体になる碗皿類を法量の点から検討しておくことにしたい(図二)。この法量に関しては、『延喜民部省式』年料雜器に以下のような規定がある。

- | | | | | | | |
|------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|----|
| 尾張国瓷器。大碗五合。 <small>径各九寸五分。</small> | 中碗五口。 <small>径各七寸。</small> | 小碗。 <small>径各六寸。</small> | 茶碗廿口。 <small>径各五寸。</small> | 盞五口。 <small>径各四寸七分。</small> | 中箸子十口。 <small>径各五寸。</small> | 小箸 |
| 子五口。 <small>径各四寸五分。</small> | 花盤十口。 <small>径各五寸五分。</small> | 花形塩杯十口。 <small>径各三寸。</small> | 匙十口。 <small>大四口。小六口。</small> | | | |
| 長門国瓷器。大碗五合。 <small>径各九寸五分。</small> | 中碗十口。 <small>径各七寸。</small> | 小碗十五口。 <small>径各六寸。</small> | 茶碗廿口。 <small>径各五寸。</small> | 花盤卅口。 <small>径各五寸五分。</small> | 花形塩杯十口。 <small>径各三寸。</small> | |

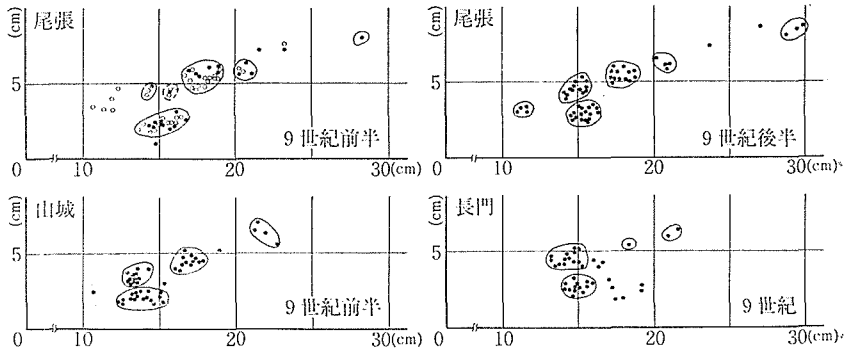


図2 緑釉陶器碗皿類の法量分布図

尾張9世紀前半の図において、白抜きは灰釉陶器、破線で括ったものは盛磁模倣碗を示す。

「延喜式」
大正四口。
小六口。

右兩國所進年料雜器。並依前件。其用度皆用正稅。

この記載に見られる「瓷器」については、緑釉陶器とみるのがふさわしい。該期の一寸については、ほぼ三センチメートル弱と推定されており、先の規定に当てはめれば、図二の九世紀における尾張の法量分布は、『延喜式』の規定とほぼ対応したままとまりということがわかる。長門でも、中碗・小碗・茶碗にほぼ対応させることが可能であろう。となれば、尾張や長門は基本的にこの中央で定められた法量規定に沿う形で生産を行っていたと判断され、九世紀における畿外の生産地が単に独自の生産を展開していたのではなく、年料雜器の貢納国として中央から位置付けが与えられていたことになるであろう。ただし、これは一つの帰結であって、中央の意図に沿わない技術流出の後に、それへの一種の歯止めのものとして追認する形で、貢納国に組み込まれた可能性も想定できないわけではない。そこで、以下ではもう少し別の側面も取り上げておくことにしたい。

まず注目しておきたいのは、尾張の陰刻文様である。尾張猿投窯における陰刻文様は、開窯当初とみられる製品では多様で精緻な文様を採っており、先述したように中央の画師・画工からの技術導入があったと考えざるを得ない。その意味で、尾張における緑釉陶器生産の成立には中央官営工房の異分野の技術も必要としており、それは単なる技術流出では捉えられず、むしろ中央による

直接的な関与を想定する方が理解しやすい。

また、生産の主体をなす碗皿類の器形については、長門と尾張ではいずれもその生産開始期に体部が内彎して口縁端部が外反する形態の碗皿類を生産しており(図三一・1・2・4・5)、それらは従来鉛釉陶器にも、土師器や須恵器などの他の窯業生産物にも認められない形態である。新生産地の成立に当たって碗皿類の新器形が採用されており、それが畿内と離れた尾張と長門の地で一致しているのである。同様の様相は、この時期頃に施釉陶器として生産が開始する耳皿や水注などについても見いだされる。この点からすると、尾張と長門の両者は個別の技術流出により生産を開始したのではなく、一体的な緑釉陶器生産地として成立したことが窺えるのである。

さらに生産地の面からみても、技術流出という形であればもう少し広く生産地が拡散するのが自然であろうが、現状からする限り、この九世紀前半段階で緑釉陶器生産を確認できるのは尾張と長門だけである。長門は必ずしも窯業生産が盛んではなく、窯業生産の技術力という面だけで言えば、むしろ他の須恵器生産地で緑釉陶器生産が行われても不思議ではない。ところが、『延喜式』に規定のある尾張と長門にしか生産が拡散していないとすれば、この尾張と長門における緑釉陶器生産の開始は、単なる畿内からの技術流出によるのではなく、中央がより積極的にこの二地域に技術移植を図った結果だと推測すべきであろう。

(3) 新旧生産地の相互関係

それでは本章の最後に、新興二生産地と従来より操業を行う山城の三地域においてどのような相互関係を持ちながら操業を行うことになったかを検討しておきたい。まずは、その生産内容をもておくことにする。

九世紀前半における碗皿類の器形については、尾張において少量ながら生産されている碗(図三一・3)は明らかに中国の越州窯系青磁(同一6)の模倣形態であり、山城でも同種のを確認できる(同一9)。長門については不明ながら、尾張

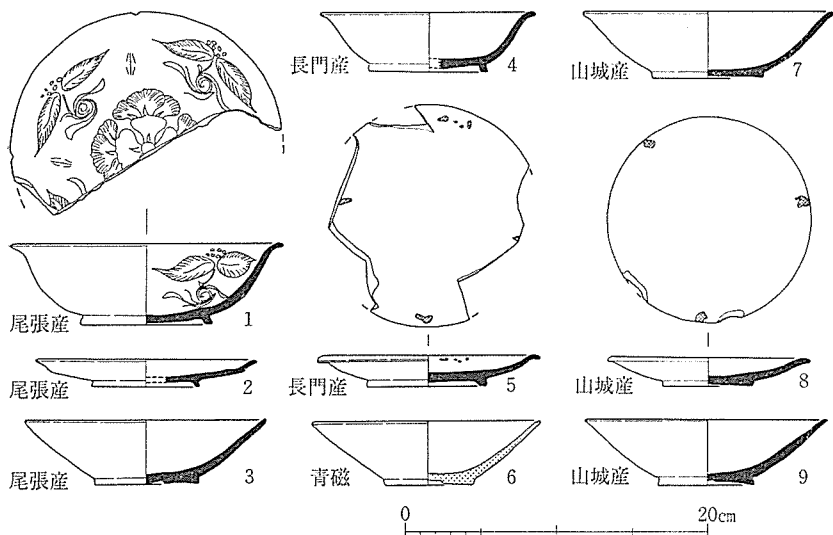


図3 9世紀前半頃の緑釉陶器と比較資料 縮尺1/5

1：京都・冷然院，2・3：平安京右京三条三坊，4：福岡・多々良込田，5：佐賀・荒堅目，6：大宰府，7：京都・嵯峨院，8：千葉・花前1，9：平城京東三坊大路，6以外は緑釉陶器。

と山城が同一の模倣対象を持っていたことがわかる。その一方で、その時期の山城で主体の碗皿(同1・7・8)は、尾張や長門で一般的なもの(同1・2・4・5)と比較すると、口縁端部の外反や体部の内彎が弱く、技術の関係も大きい。が円盤状あるいは蛇の目の高台を持つ点で異なっている。その器形差について、筆者は国産の漆器を介在させて検討を行い、山城の場合では中国製の陶磁器を、尾張や長門の場合では金属器を模倣対象にしていた可能性が高いと推察している^⑦。もしそれが妥当だとすれば、東海・防長と畿内とではやや異なる側面も持っていたことになる。

次に裝飾手法に関しては、尾張では多様で精緻な陰刻文様に加えて、口縁端部を切り欠き、体部外面に縦位にヘラ描き沈線を施して、その内面側に粘土を貼り付けるタイプの輪花手法も認められる(図三一)が、緑彩文様については、九世紀前半ではほとんど確認できない。一方、山城では九世紀前半の陰刻手法や輪花文の例がほとんどなく、口縁端部に点滴状に緑彩を施す個体を確認できる(同1・8)。長門については、この段階の陰刻文様や輪花文がほとんど確認できない点で畿内と同様だが、緑彩手法は多用されて

おり、点滴状のもの(同15)の他に、流し掛け風のものやジグザグ状の幾何学的な文様のものが認められる。平安期の緑彩手法は、従来の奈良三彩にみられる白釉と緑釉の掛け分けとは異なるデザインを持っていることから、陰刻花文で推測されるのと同様に、この時期に中国文物の模倣に基づく新たな装飾として採用されたものと考えらるべきであろう。¹⁵⁾ その点で、山城と長門の間にも、中国指向の新規手法を共有していることになる。

このように産地間で部分的に共通する要素を持ち、しかも中国製器物の模倣という同じ方向性を採る点は、器種構成や法量などの大枠においてかなり一致する点も含めて、三生産地が新たな緑釉陶器生産を行うべく基本において同様の規範内に位置づけられていたものと言えるだろう。その一方で、産地により細部において上述のような生産内容差を持っていることになるが、それも技術受容者側の要因による変容としては帰結できない。その差異は、おそらく『延喜式』にみられるような中央での収取を念頭に入れて、役割分担として中央から積極的に付与されたものであろう。その点は、消費地として例えば冷然院において、精緻な陰刻文様を有する尾張産緑釉陶器と緑彩を施す山城産緑釉陶器が出土している点¹⁶⁾からも類推することができよう。

それでは、生産体制の面で三生産地はどのような位置関係に置かれていたのであろうか。まず尾張・長門については、『延喜民部省式』の記載に従えば、年料雑器としての緑釉陶器生産に関わる用度はすべて正税を用いるとされている。法量の実態からも推測されるようにその規定が有効であったとすれば、少なくとも年料雑器については国衙直営の生産体制を想定せざるを得ないだろう。もちろん、これは年料雑器について規定するものであり、それ以外についてはこの範疇に あったことを示すものではない。それに、生産に必要な物資と言えども、粘土や薪などに関しては少なくとも従来からの窯業生産組織により調達されていた可能性が高い。しかし、生産物は基本的に『延喜式』に沿う形で生産されているようであり、この九世紀前半については緑釉陶器の消費地も官的な様相の強い遺跡などにきわめて限定された状況である。このようなことから判断すれば、九世紀前半に關する限りでは、国衙の強い関与を想定するのが妥当であろう。

一方の山城に関しては、生産内容について『延喜式』には規定がないものの、新器形の椀皿類の生産などが行われている点から、そこにはやはり国家的に生産内容のなんらかの規定が存在していた可能性があるだろう。製品の消費地については、確かにそれ以前よりは拡大しているが、官衙遺跡を中心としていることも尾張などの製品と近似の状況である。また、この九世紀前半代の畿内の緑釉陶器生産は、平安京所用瓦の生産地である洛北の岩倉地区において中央官営瓦窯^②に付随するような形で操業が行われており、その点で九世紀初め以前からとほとんど変化がなく、中央官営工房による生産体制を留めていたものと推測される。『延喜式』の規定は、断言できないものの九世紀でも前半に当たると可能性が高く、もしその想定で正しければ、同時期に生産を行いながらも山城に規定がなく尾張・長門にのみ適用されている点についても、中央官営工房^②と国衙工房という生産体制の差によって矛盾なく解釈できることになるだろう。

このように、三生産地は中央官司と国衙という生産管掌者の差異を持ちながらも、九世紀前半代ではかなり中央権力による介在を大きく受けながら生産が行われていたという状況をみいだすことができるだろう。

- ① 巽淳一郎「緑釉陶器の研究現状と課題」（三重県埋蔵文化財センター・斎宮歴史博物館『緑釉陶器の流れ』一九九〇年）ほか。
- ② 巽淳一郎「都の焼き物の特質とその変容」（新版『古代の日本』第六巻〈近畿Ⅱ〉、角川書店、一九九一年）。
- ③ 奈良三彩も唐三彩の模倣とみなされることが多いが、供膳形態に関しては須恵器や土師器の形態と変わるところがなく、必ずしも中国文物の模倣が著しくはない。西弘海「奈良三彩の造形意匠について」（『土器様式の成立とその背景』、真陽社、一九八六年）。
- ④ 平尾政幸「弘仁器器直前の緑釉草形陶器」（『杉山信三先生未寿記念論集 平安京歴史研究』、一九九三年）ほか。なお、下野国分寺跡第十次調査区において萌芽期段階の緑釉陶器の甕が出土しており、畿外にまったく搬出されていないわけではない。
- ⑤ 坂野和信「日本古代施釉陶器の再検討（Ⅰ）——初期の鉛釉陶・灰釉陶——」（『考古学雑誌』第六五巻第二号、一九七九年）。
- ⑥ 中国の窯跡出土例では、三叉トナシにおける脚端部の一方のみが突起しもう一方が平坦なものを確認できるが、日本ではその種のものも出土しておらず、いずれも同種の形態である。また匣鉢では、畿内と東海は粘土帯積み上げによる円筒状のものを用いており、まったく同一といえるほどのものである。同時期の中国では、それ以外に漏斗状の匣鉢を用いており、むしろそれが一般的に出土するようだが、日本では確認できない。同様に、当該期の中国ではいわゆるハマがみられるが、日本の古代の窯では出土が知られていない。
- ⑦ 東海では、八世紀末頃のいわゆる「原始灰釉陶器」の生産段階で、既に素地を白く焼き上げることが可能になっていることが考えられる。

ため、それをすべて畿内の緑釉陶器系技術に帰するべきかは課題としておきたい。

⑧ 吉田恵二「緑釉陶と灰釉陶との相関関係とその編年について」(『月刊考古古学ジャーナル』二二一、一九八二年)、前川要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」(前掲)ほか。

⑨ 荒川正明「平安時代緑釉陶器の文様裝飾——そのモデルとコピーの視点から——」(『貿易陶磁研究』二二、一九九二年)ほか。

⑩ 吉田恵二「陰刻花文私考」(『坂本太郎博士頌寿記念 日本史学論集』上巻、一九八三年)。

⑪ (財)京都市埋蔵文化財研究所「京都市内遺跡試掘立会調査概報」昭和六〇年度(一九八六年)、愛知県教育委員会「愛知県襍技山西南麓古窯跡群」(一九五七年)。

⑫ 福岡市教育委員会『多々良込田遺跡』Ⅲ(一九八五年)ほか。

⑬ 田中琢「鉛釉陶の生産と官営工房」(前掲)。

⑭ 田中琢氏は、畿内からの技術流出とみなしている。これをむしろ官の積極的対応とみるのは巽淳一郎氏である。巽氏の根拠は器種構成の変化から計画的な生産転換を想定しており、この点は筆者も同意見である。田中「鉛釉陶の生産と官営工房」(前掲)、巽「古代窯業生産の展開——西日本を中心にして——」(前掲)。

⑮ 拙稿「防長産緑釉陶器の基礎的研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第五〇集、一九九三年)第一章註二。

⑯ 平安京の造営尺については、発掘成果から一尺二二・九・八四センチメートルと算出されている。辻純一「発掘調査資料を中心とした平安宮復原の現況」(『杉山信三先生米寿記念論集 平安京歴史研究』、前掲)。出土の物差しや伝世資料の検討などは下記文献を参照されたい。奈良国立文化財研究所『木器集成図録』(近畿古代編、一九八四年)、榎本杜人「奈良時代の尺度について」(『MUSEUM』九九・一〇〇

号、一九五九年)。

⑰ 拙稿「古代施釉陶器の模倣対象——磁器か金属器か——」(『国立歴史民俗博物館』「歴博」五五号、一九九二年)。

⑱ 中国唐では当該期に白釉緑彩の製品を生産しており、日本の緑釉陶器と酷似したものが認められ、おそらくその模倣として日本の緑彩手法が新たに成立したものと思われる。なお、緑彩を青花磁器や長沙窯の彩釉に求める見解は橋崎彰一氏や井上喜久男氏により既に出されている。また、口頭ながら巽淳一郎氏も筆者と同様の見解を持っている旨の御教示を得た。橋崎「平安の緑釉陶器」(『東海考古の旅』、毎日新聞社、一九八九年)、井上「尾張陶磁」(ニュー・サイエンス社、一九九二年)七九頁、陝西省考古研究所「唐代黃堡窯址」(文物出版社、一九九二年)ほか。

⑲ (財)京都市埋蔵文化財研究所「左京二条二坊(一)(二)」(『昭和五七年度京都市埋蔵文化財調査概要』、一九八三年)。

⑳ この時期の岩倉驍枝の丘陵では瓦と緑釉陶器の生産が行われており、その瓦窯群については周知の通り『延喜木工寮式』に見える栗栖野瓦屋に比定されている。木村捷三郎「山城驍枝発見の瓦窯址——延喜式に見えたる栗栖野瓦屋——」(『史林』第一五巻第四号、一九三〇年)ほか。

㉑ 證の法量規定は、雲州家校本所引の林本以外ではいづれも四寸七分としており、五寸の茶碗と近似することになる。九世紀前半頃には一五センチメートル前後の青磁模倣形態の碗があり、もしそれを茶碗とすれば、形態によって證と区別することができるため、九世紀前半代の方が理解しやすい。

㉒ この点は既に巽淳一郎氏が指摘している。ただし、山城の緑釉陶器生産を一貫して中央官営工房による生産とすべきかは検討を要する。巽「古代窯業生産の展開——西日本を中心にして——」(前掲)。

三 弘仁瓷器の伝習記事

(1) 伝習記事の再検討

九世紀初めにおける緑釉陶器生産を考えるうえで、『日本後紀』弘仁六年（八一五）正月丁丑（五日）条のいわゆる「弘仁瓷器の伝習記事」に注目せざるを得ない。本章ではこの記事を議論の俎上に載せることにしたい。対象箇所は以下の通りである。

造瓷器生尾張国山田郡人三人麻呂等三人、伝習成業。准_二雑生、聽_二出身。

文旨を確認しておく、「尾張国山田郡に本貫地を持つ造瓷器生の三人麻呂ら三人が技術教習を受け、その技術を習得したので、雑生と同等の扱いで官人として出身し長上工に任じられた」ということになる。この記事に関しては、従来から伝習場所と伝習内容を巡って議論が重ねられてきた。ここでは諸説の内容を逐一掲げないが、結論だけを述べれば、伝習場所は尾張の国衙工房とする説と中央の官営工房とする説に分かれ、伝習内容としては緑釉陶器のみ・灰釉陶器のみ・緑釉陶器と灰釉陶器の両方、というように諸説が入り乱れた状況を呈している。

まず、伝習地に尾張を当てる説から再検討を加えることにする。伝習地尾張説の主要な論者としては、檜崎彰一氏と前川要氏^④が挙げられるので、両氏の根拠を整理しておきたい。檜崎氏は、①品部・雑戸の出身地には畿外が含まれておらず、当時地方の手工業生産者が畿内に乗せしめられていたとは考えられない、②尾張は緑釉陶器生産の伝統がない地域であり、尾張の陶工が中央の官工房に上番することは考えられない、③緑釉陶器生産は弘仁以降も引続き平安京周辺で行われており、伝習すら困難になった畿内官営工房の状況は想定できず、ひいては畿内での伝習も考えられない、としている。さらに前川要氏は、④「伝習成業」を「正史にとどめなければならぬほど」の技術を有するものは猿投窯産の施釉陶器以外には存在しない、という点を根拠に挙げている。

①については、畿外から工人が上番する例や畿外の工人が長上工に任せられる例を確認することができ、この根拠は成り立たない。②に関しては、尾張出身の者が伝習を受けて業を成したわけであるから、彼らが以前に尾張で施釉陶器生産に携わっていることを必要条件とするものではなからう。残る③・④については、中央官営工房が技術の保持すら困難になつていたと考える従来の伝習地畿内説を批判する点や、猿投産緑釉陶器が高い品質をもつとする点において、筆者も妥当な見解と考える。しかし、いずれも伝習場所そのものを確定する根拠としては不十分なものと言わざるを得ず、指摘された考古学的側面は、後述するように畿内説と相矛盾するものでもない。

そこで、「伝習記事」に沿って伝習地尾張説を再検討したい。まず、国衙工房内では基本的に長上工―番上工という階層構造を取らないと考えられているため、乙麻呂らはあくまで中央の技術官人として長上工に任せられることになる。たとえ地方に置かれた中央からの出先工房的存在であったとしても、国家的に重要な錢貨生産を行う周防鑄錢司でさえ才伎長上は二―三人であり、一部門では二人以下であることから、やはり三名がすべて尾張での教習に従事していたことは考え難い。また、長上は実際の作業の監督よりも伝習に携わることが主要な役割であったとみられるが、伝習地尾張説に立てば、尾張の工房で既に技術伝習という事業は達成されていることになる。同じ窯業生産である中央の瓦生産においても、承和元年(八三四)以前の段階では木工寮に長上工(師)がおらず、同年正月廿九日に技術力低下を理由に造瓦長上が一名置かれてはにすぎないことも顧慮すれば、伝習完了後の尾張において教習に従事すべく造瓷器生三人が同時任官を受けることは不自然すぎる。このような点から、尾張説に立つ限り、中央工房において教習活動に当たった工人がいたと考えざるを得ず、その任官の理由としては優秀な技術力を有するが故であったと推測するのがごく自然であろう。

ところが、この時期に尾張の工人が中央官人として登用されたとすれば、考古学的には問題が生じてくる。優れた施釉陶器生産技術を持つ尾張の工人が畿内の官営工房で教習に携われれば、当然東海から技術的影響を受けるであろうが、そのような現象は見いだせず、九世紀前半頃の尾張産緑釉陶器にみられる優品と呼びうるものも灰釉陶器も同時期の畿内では

生産されないのである。¹¹⁾ 三人も任用されながら、その著しい効果が認められないとすると、正史に残されたことがほとんどない窯業生産部門において、なぜこの記事が正史に留められたのかも疑問とならざるを得なくなる。それに、畿内ではこの段階以前から緑釉単彩陶器の生産を継続しており、畿外からの工人を必要とするほどの衰退の状況は認められない。また、伝習地が尾張であれば、尾張への教習には畿内の工人が当たったと考えねばならず、そのような工人が存在するにもかかわらず畿外から工人が出身するとすれば、その必然性はさらに説明が困難である。

ここで改めて従来の伝習地尾張説について触れておくと、山下峰司氏も指摘するように、いずれも「聴出身」、つまり任官されるという部分の記載が重視されておらず、問題と言わざるを得ない。¹²⁾ ただ、この「出身」は単なる形式上の文言であり、やはり猿投における優れた施釉陶器の焼造の成功を顕彰するためだという従来の見解もあるかもしれない。しかし、その場合このような文面を採るかは疑わしいのではないだろうか。前章で述べたように、尾張の生産開始には中央からの技術移植がなされたはずであるから、正史の立場からはむしろ中央からの教習者の派遣が記されて然るべきである。¹³⁾ また、それまで中央官営工房でしか緑釉の伝習が行われていなかった中での出来事となるわけであるから、教習場所としての尾張が特筆されるべきであり、それが欠落することは考え難い。従来の尾張説のような意味を示すのであれば、おそらく「始めて新様の瓷器を焼造す」といった文言を採るであろう。それに、たとえ尾張の優れた技術達成の故に正史に留められたのだとしても、その仮説によってまさに革新的である七世紀の緑釉製品あるいは奈良三彩の生産開始に関する記事が正史に認められない点に対して十分な説明を加えることができるであろうか。このように、いくつかの側面を考え合わせても、伝習地尾張説は成立がきわめて困難であろう。

(2) 伝習記事の史的位置付け

ひるがえって、弘仁の記事は畿内の中央官営工房での伝習とみて矛盾はないのだろうか。本節では、その点を再吟味し、

さらに伝習記事は史的にどう位置付けられるのかについても言及してみたい。

まず、伝習地畿内説に立つならば、尾張からの上番工人が長上工として官人に取り立てられるということになり、これは他の事例からしてもごく自然な技術官人の登用方法である。⑭では、中央官営工房内での教習活動のために、乙麻呂らを任用したのであろうか。⑮前節で述べた通り、この時期の畿内中央官営工房の生産においては畿外からの工人を必要とするほどの状況は見いだし難く、また尾張からの技術的影響もほとんど認められない。したがって、畿内での生産に関与していたとすれば、伝習地尾張説と同様の矛盾点を抱えることになる。

そこで改めて注目したいのは、乙麻呂らが任せられた長上工は伝習活動に携わることを主要な役割としていた点である。この点に乙麻呂らの畿内での活動の痕跡が乏しいことを加味して考慮するならば、この長上工への出身は尾張での教習に当たった可能性が当然浮かび上がってくるだろう。⑯

尾張における施釉陶器の生産開始時期を確認しておく、考古資料の性格上、実年代を敲密には特定できないが、ちょうどこの弘仁期頃とみてほぼ間違いないようである。例えば、旧平城宮城のS E三一—B出土遺物は平城上皇が崩御する天長二年(八二五)後の短期間のうちに井戸に投入された遺物群と見られており、ここからは成立期段階に相当する新生の山城産緑釉陶器と尾張産灰釉陶器が出土している。⑰おそらくそれらの施釉陶器は平城上皇存命中にもたらされたものであろうから、尾張における施釉陶器生産の開始も九世紀第一四半期に遡る可能性が強いだろう。また、平尾政幸氏によれば、平安京においては、平安京土師器編年で言うI期新段階(実年代としては八一〇～八四〇年頃)の土器一括資料からは尾張窯成立期の緑釉陶器が出土するが、I期中段階(七八〇～八一〇年頃)での出土は確認されていないとされている。⑱つまり、弘仁六年に出身した工人の教習によって尾張在地での生産が開始したことを想定しても考古資料からすれば年代的に齟齬はないことになる。

加えて、尾張のうちでも施釉陶器生産を最初に開始した地域として、黒笹一四号窯などの所在する猿投窯の黒笹地区が

ある点にも注意したい。黒征地区は、従来から山田郡ないし愛智郡に属すると推測されているが、山田郡内の両村郷・山口郷・石作郷・加世郷のそれぞれの比定地に囲まれた地域に所在し、愛智郡内の鳴海郷や日部郷などと隔てられることになるため、山田郡内とみるのが妥当であろう。記事にみえる造瓷器生の乙麻呂が「山田郡人」というのも単なる偶然の一致に帰することはできないだろう。そして、前章の検討結果に従えば、乙麻呂が中央での生産に従事したのではなく、陰刻手法も含めて獲得した新技術を發揮して尾張の生産を開始したとみれば合理的に解釈できる。^{②①}

このように、伝習地が畿内の官営工房であるとすれば、考古学的な諸成果に矛盾しないと言えるだろう。なお、伝習記事を巡る争点の一つである伝習内容については、この九世紀初めの時期に畿内では灰釉陶器生産が行われていないため、伝習内容は必然的に緑釉陶器製作技術となる。また、十世紀中葉頃までの文献資料に限定すれば、単に「瓷器」あるいは「瓷」としているものが緑釉陶器を指していることを窺うことができ、その点からも妥当であろう。^{②②}

さて、ここでもう一つ取り上げておきたいのは、『延喜民部省式』で尾張とともに瓷器貢納国として挙げられている長門においても、尾張とほぼ同じ時期に緑釉陶器生産を開始したとみられる点である。長門での生産開始のプロセスとしてはいくつかの可能性を指摘し得るが、尾張の工人である乙麻呂らが長土工に吸い上げられているわけだから、これと別に長門の工人が上番して技術習得を行ったなどと考えるより、むしろこの弘仁六年正月に任じられた長土工の長門への派遣を考える方がその任命の意義も見だしやすい。そしてそのように想定することにより、三人もの工人が教習を主たる任務とする長上に任ぜられたことも整合的に理解しうるのではなからうか。

以上のように弘仁の記事に考古資料も加味して考えるならば、造瓷器生の出身の意味は、それを梶子に尾張や長門での緑釉陶器生産を開始するためであったと推測できるのである。このような考えに立つと、尾張については地元出身の工人が結果として帰郷したことによって緑釉陶器生産が開始したわけであるから、実質的には上番工人の技能体得による技術の伝播^{②③}であるといえる。また、尾張に出自を持つ工人でありながらも、既に中央官人に取り立てられた者の再派遣という

意味で、形式的には官人の派遣による技術伝播^⑤の形を採ったものだと言うこともできる。このように、『日本後紀』の記載は、瓷器生産における単なる一つの伝習記事ではなく、尾張や長門に瓷器の技術を移植する具体的な過程についての重要な一段階を示すものと解釈されるのである。

この瓷器の生産技術移植との関連で取り上げたいのは、高級織物類の地方での生産開始の過程である。『続日本紀』によれば、和銅四年（七一二）には錦・綾の技術を教習するため挑文師が諸国に派遣されており（閏六月丁巳冬、翌年には伊勢・尾張を初めとする二ヶ国において初めて綾錦を織成させている（七月壬午冬）。それ以前には高級織物生産の技術が中央のみで独占的に保持されていたとみられ、挑文師の中央からの派遣によって地方での高級織物の生産が開始されるわけであるから、状況としては瓷器生産の尾張などでの開始において想定した様相と酷似しているであろう。そして高級織物生産のその後の生産体制としては、国衙により用度を弁備し、錦生・綾生の食料を支出して国衙直営工房において生産が行われていることが知られる。『延喜式』に見られる瓷器生産と比較すれば、瓷器生産では人件費の支給はないようではあるが、正税による必要物資の調達など、この点でもほぼ対応させることができる。

この諸国での高級織物の織成開始において特に注意すべきであるのは、その生産物の中央への貢納を目的とされていた点である。上記のような瓷器と綾錦などの地方での生産開始の過程における共通性をふまえれば、瓷器生産の場合も高級織物生産とほとんど同様に中央への貢納を前提とした技術移植であったと推測するのが妥当であろう。瓷器の貢納とは、言うまでもなく具体的には『延喜民部省式』にみられる年料雑器である。伝習記事と『延喜式』の規定との関連性については、『延喜民部省式』年料雑器が九世紀、中でも前半代の規定とみられることから、時期的に見ても十分整合するものである。

さらに、錦・綾などの生産の場合、長上工の派遣や織成の開始が正史に記載されている点にも留意すべきである。高級織物生産が地方で開始に至る過程が正史に留められたのは、織物生産自体に対する国家的な関心度もあろうが、おそらく

それだけではなく、それが国家的な地方への積極的技術移植であり、その帰結として生産物が中央への貢納物として収取されるものであった点に求めることができる。と判断される。瓷器生産も、当時において最も高級な部類に属する焼物であり、畿外での生産開始には綾錦とほぼ同じ過程を辿っている。正史に留められることの稀有ともいえる窯業生産部門において弘仁の瓷器伝習記事が残された理由も、弘仁の瓷器技術移植とその結果としての地方での生産、そしてそれに伴う中央の収奪といった一連の動きで捉えることにより自ずと納得されよう。

- ① 榊木謙周氏は「長上官をもって一人前の官人として扱われたのであり、厳密な意味で官人への出身という場合はこの段階をさす」としており、この伝習記事も長上官への出身の例として挙げている。榊木「技術官人論——日中手工業労働力編成比較の一視点——」（『富山大学人文学部紀要』第一五集、一九八九年）。
- ② 弘仁瓷器に関する研究史については、前川要氏や井上喜久男氏による整理があるので、詳しくはそれに譲りたい。前川「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」（前掲）、井上「尾張瓷器考」（『愛知県陶磁資料館研究紀要』一一、一九九二年）。ただし、前川・井上両氏の整理では文献史学の立場から言及した論考などがいくつか漏れているので、以下に列挙しておく。浅香年木「平安期の窯業生産をめぐる諸問題」（『日本古代手工業史の研究』、法政大学出版会、一九七一年）、星野道雄「弘仁瓷器」と尾張瓷器についての覚書」（『法政考古学』第一集、一九七七年）、榊木謙周「技術官人論——日中手工業労働力編成比較の一視点——」（前掲）、同「律令制期における手工業発展の特質」（北陸古代手工業生産史研究会『北陸の古代手工業生産』、一九八九年）、山下峰司「弘仁瓷器」と国衙工房」（『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』X、一九九一年）。
- ③ 榊崎彰一氏「彩釉陶器製作技法の伝播」（前掲）八五頁、同「猿投窯について」（『MUSEUM』二二四号、一九六九年）二八・二九頁、同「白瓷」（『日本陶磁全集』第六卷、中央公論社、一九七六年）四八頁ほか。
- ④ 前川要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」（前掲）。
- ⑤ 例えば、丹波国を本貫地としている金銀長上工の丹波直広主などが挙げられ（『続日本後紀』承和四年九月乙丑条）、このような例は少なくない。平野邦雄「日本における古代鉱業と手工業」（『古代史講座』九、一九六三年）一八六頁、阿部猛「工匠の存在形態」（『律令国家解体過程の研究』、一九六六年）三〇六・三一・三二頁、浅香年木「律令期の官営工房工匠の出自と承譜」（『日本古代手工業史の研究』、前掲）ほか参照。なお、浅香年木氏の指摘にあるように須恵器生産などの窯業生産部門ではそもそも品部・雑戸の存在は考え難い。弘仁の記事の「造瓷器生」という記載からみても、この段階の鉛釉陶器生産はいわゆる「師—生」編成による生産と考えねばなるまい。浅香「手工業部とその周辺」（『日本古代手工業史の研究』、前掲）、同「平安期の窯業生産をめぐる諸問題」（前掲）。
- ⑥ 田中琢「鉛釉陶の生産と官営工房」（前掲）。
- ⑦ 榊木謙周「律令制期における手工業発展の特質」（前掲）。

⑧ 八木充「周防鑄錢司の歴史と銅錢鑄造」(山口市教育委員会「周防鑄錢司跡」一九七八年)。

⑨ 榊木謙周「技術官人論——日中手工業労働力編成比較の一視点——」(前掲)。

⑩ 『類聚三代格』承和元年正月廿九日太政官符。

⑪ 洛北では、緑釉陶器を併焼する灰釉陶器窯(中の谷二区二号窯、虎溪山一号窯式併行、十世紀後半〜十二世紀初め)が発掘されている。ただし、この窯は洛北では緑釉陶器の生産がほぼ行われなくなる時期のものであり、まったくの東海系技術による操業で、伝統的な畿内の生産技術とは異質である。これ以前の窯では、このような東海系系窯は確認できず、少なくとも九世紀段階の灰釉陶器生産は否定的にならざるを得ない。(財)京都市埋蔵文化財研究所「昭和六一年度京都市埋蔵文化財調査概要」(一九八九年)。

⑫ 山下峰司「弘仁瓷器」と「園衛工房」(前掲)。

⑬ 例えば、錦綾の教習に挑文師を派遣する記事がある。『純日本紀』和銅四年閏六月丁巳条。

⑭ 榊木謙周「技術官人論——日中手工業労働力編成比較の一視点——」(前掲)。

⑮ この弘仁の伝習に伴う出身を、大同年間前後に集中して行われる官司整理やその後の加減廢置、あるいは長上工の定数化の動きの中で捉えることも一つの仮説としては可能である。しかし、単なるそれだけの動きであれば、他の手工業生産からみて三名が畿外から出身し生産組織を拡大することはやや不自然であるし、またその場合正史に留められることの意味も十分には説明できないだろう。

⑯ 山下峰司氏は、一つの可能性として長上官の各地への派遣と運動することを想定している。山下「弘仁瓷器」と「園衛工房」(前掲)。

⑰ 奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査報告」Ⅳ(一九六六年)。

⑱ 平尾政幸「平安時代前期の土器」(前掲)。なお、平尾氏はごく最近この尾張の開窯時期を根拠に伝習地畿内説を唱えている。平尾「緑釉陶器・灰釉陶器・白色土器」(財)古代学協会・古代学研究所編「平安京提要」角川書店、一九九四年)。

⑲ 浅田員由「猿投窯の生産構造」(『愛知県陶磁資料館研究紀要』八、一九八九年)一八頁ほか。なお、浅田氏は上掲と別の論考において、逆に弘仁の伝習記事を根拠に黒笹地区は山田郡であったという推測を行っているが、それは必ずしも妥当な推論の方向ではなからう。浅田「猿投窯生産転換の側面——生産と流通の問題点——」(『愛知県陶磁資料館研究紀要』三、一九八四年)。

⑳ 林英夫編『愛知県地名』(日本歴史地名大系二三)(一九八一年)、竹内理三編『角川日本地名大辞典』二三(愛知県)(一九八九年)。

㉑ 乙麻呂らが中央の官人として取り立てられたとすれば、尾張での緑釉陶器の焼造開始によって主要なる任務も果たされることになり、これ以後は再び中央へ戻る必要はないのかということも問題とならう。考古資料からみるかぎり、中央に戻るような状況は考え難いことから、乙麻呂らは任期付きの長上工であったか、あるいは周防鑄錢司にみられるように地方の在地生産に携わる終身の官となっていたかのいずれかを想定すべきであろう。『類聚三代格』齊衡二年九月十二日太政官符。

㉒ 『延喜式』や『西宮記』にみえる「瓷」は後の文献の同じ場面でも「青瓷」と呼ばれており、緑釉陶器とみるのがふさわしい(表一参照)。詳しくは別稿を留意したい。

㉓ 一つの想定としては、『日本後記』には欠文が多いために、その欠文中に尾張と同様に長門の工人に対する伝習記事があった可能性も想定できなくはない。

㉔ 榊木謙周「律令制下における技術の伝播と変容に関する試論」(『歴

史学研究』五一八、一九八三年）。

②③ 楠木謙周「律令制下における技術の伝播と変容に関する試論」（前掲）。

②④ 養老院役令三五の諸国貢獻物条に錦・綾など高級織物類が含まれており、大宝令も朝集使貢獻物条とされつつもほぼ同文と見られることから、大宝令段階で既に地方で生産が行われていたとする考えもある。

しかし、大津透氏の指摘のように、上記の貢獻物条は空文であった可能性が高く、少なくとも高級織物類については、令制下において織部に品部が属するという在り方からも推測されるように、中央にのみ存在する高度の技術体系であったと見るのが妥当であろう。大津「律

令收取制度の特質——日唐賦役令の比較研究——」（『東洋文化研究所紀要』第百十冊、一九八九年、一九二・二一九頁ほか、後に『律令國家支配構造の研究』（岩波書店、一九九三年）所収）。

②⑤ 天平四年（七三三）越前国郡種帳（『大日本古文书』一）四六六頁、天平六年（七三四）尾張国正税帳（『大日本古文书』一）六〇九・六一〇・六一二〜六一三頁、天平十年（七三八）駿河国正税帳（『大日本古文书』二）一一六〜一一七頁。

②⑥ 大津透「律令收取制度の特質——日唐賦役令の比較研究——」（前掲）ほか。

四 鉛釉陶器生産における変質の背景

（一）変質に至る諸要因の検討

本章では、前章までの検討をふまえ、鉛釉陶器生産の変質の背景を考えてみたい。まずは、平安期緑釉陶器生産が奈良三彩の生産と画される要素の一つである、生産内容の変質という観点から上記の問題に迫ってみることにする。

生産内容の変化としてよく取り上げられるものに、硬陶の出現が挙げられる。ただし、九世紀前半の段階では、畿内産緑釉陶器もいまだ軟陶に属しており、防長産も基本的に軟陶といえる淡黄褐色の素地であることから、硬陶あるいは須恵質の素地であることを産地を越えて共通した当該期の特質として背景を論じるべきではない。②

硬陶のほかに平安期緑釉陶器の特質として従来から最も重視されているのが、緑釉単彩化であろう。かつて小笠原好彦氏は緑釉単彩化を奈良三彩からの技術力の低下によるものと想定した。③しかし、奈良三彩と平安期緑釉陶器では技術面の大きな差は考えられない。④また、奈良三彩と平安期緑釉陶器は器形的にも異なるものであって、省力化・粗雑化の結果として単色化したものではないことから、単なる技術力の低下が原因でないことは明らかである。

上記の説を除けば、緑釉単彩化の背景としてしばしば語られるのは青磁模倣という点である。^⑤しかしながら、第二章で述べたように、緑釉陶器は単に青磁模倣だけでは捉えられず、金属製品も含めた中国文物の模倣として捉えられる。また、単彩化という点では、既にこの前段階である長岡京期前後からその方向に移行している。したがって、緑釉単彩化あるいは青磁模倣だけからこの弘仁期の変化を捉えるべきではなく、むしろ碗皿類に代表される新器形の出現ならびに供膳形態主体の生産への転化といった器種構成の変革全体をより重視すべきだということになるだろう。

この器種変革の過程を明瞭にするためには、当然ながら当該期である弘仁の初期だけでなく、その前段階からの土器様式の推移に注意する必要がある。奈良時代の土器様式は基本的に土師器と須恵器により構成されるが、畿内では八世紀後半からそれらが法量の縮小化と器種の減少・調整の粗雑化あるいは省略化傾向を辿る。^⑥これは、八世紀前半まではほぼ安定していた土器様式が、八世紀後半以降その平衡を崩しつつあったことを示している。^⑦そのような土器様式の流れの中に器種変革が生まれた九世紀初めを位置付ければ、それには旧来的な土器様式では安定しないがために、新たな平衡、すなわち新たな意匠としての器形が求められていたというような時代的基層を看取することができる。そして、その変革時期がまさに弘仁文化と総称される唐風文化の流行期であった点を考えると、土器様式の変化が求められた下地の上に当時の文化指向が重なり、唐代文物の模倣に基づく新たな器種構成が生まれたと解釈できるであろう。^⑧

このような想定により、器種構成の変革に至る構造をある程度説明することができる。ただし、そのような器種変革は須恵器や他の焼物に起こってもよいはずであるのに、その変革が第一に現われたのは他でもなく緑釉陶器あるいは灰釉陶器であったことから、これだけでは緑釉陶器における変革の十分な説明とはなっていない。

それへの一つの解釈としては、器形の変革のみならず、食器構成のあり方までも唐風を指向していたことが考えられる。^⑩唐代の食器は実に様々で、青磁・白磁・黄釉磁・黒釉磁や種々の金属器などで占められていたようであり、特にその色彩が豊富であった。日本でも、弘仁期かそれ以降に、少なくとも平安京では緑釉陶器・灰釉陶器・黒色土器・土師器、さら

には漆器や輸入陶磁器など材質や色彩の異なる多様な食器構成を採るようになる。このようにみれば、それまで特殊な器種が生産の中心であった鉛釉陶器において供膳形態が主体になることは、日本でも唐と同様の様々な色彩の食器構成が目指された結果として納得しうるところだろう。しかし、この解釈のみでは須恵器などにしばらくは全面的な器種変化が起こらなかったという点の解決とは必ずしもなっていない。

その点からすれば、この時期の唐風文化が貴族階級のみならず享受される側面が強く、特にそれへの需要に応えるものとして、施釉陶器のみに変化が生まれたことも推測される^⑩。ただし、もしそうだとするならば限定的な生産でも構わないわけであるから、従来からの畿内の生産窯でもおそらくその生産は可能であったと思われる、長門・尾張といった地域に限定しながらも生産地の拡散がみられるという平安期緑釉陶器のもう一つの大きな構成要素が十分に説明できない。それに加えて、成立当初の東海産の緑釉陶器が律令国家の北限ともいえる胆沢城にまでいち早くもたらされ、逆に防長産が北九州や大宰府などに供給されていることや、正史に留められるような国家的な技術移植が行われ、国家的な規定のもとで生産を開始していることには、何らかのより大きな契機が別に存在したことを示唆させるのではなからうか。

（2）平安期緑釉陶器生産の成立背景

前節の諸条件を満たし変質を全般的に説明しうるような背景としては、この頃に日本にもたらされた密教（純密）との関連がこれまでに指摘されている^⑪。確かに前川要氏が示したように、密教的な用途での使用例や器種は存在する。しかし、現状として確実な例は九世紀後半以降のものである。また、梵字を陰刻する緑釉陶器^⑫が注目されているが、それはきわめて例外的なもので、一般的には花や草・蝶などの文様のみが描かれ、必ずしも密教に直接結びつくものとは言えない。緑釉陶器の出土地点としても、密教系寺院や密教修法に伴うことが明瞭な例よりも、平安京や国府周辺などから出土する緑釉陶器の量の方がはるかに多い。さらに、緑釉陶器に密教法具である金属製仏具の代用品としての役割のみを与えるとする

れば、陶磁器模倣の可能性が高い畿内産緑釉陶器や緑彩手法を多用する防長産緑釉陶器が成立することに対する統一的な把握は困難である。

加えて、純密との関連から平安期の緑釉陶器生産が始まったとすると、弘仁六年の伝習記事は時期的にやや齟齬を来たすことになるだろう。空海の密教儀式が公認されるという意味で、東大寺の中に灌頂道場が設けられることや宮中の真言院で御修法が行われるようになることは重要な位置を占めると思われるが、その年は前者が弘仁十三年（八三二）、後者が承和元年（八三四）である。密教自体が公的に取り入れられる以前に、尾張において密教法具としての緑釉陶器の生産を開始する動きがあったとは考え難い。おそらく、唾壺や風字硯・陶枕など調度品的なものが見られるようになるのと同様、派生的に密教的な製品も生産するようになったとみる方が良からう。

それでは、この他には新たな平安期緑釉陶器の成立をもたらず契機は見いだせないであろうか。ここで参照したいのが、文献に見える緑釉陶器、「瓷」「青瓷」の使用状況である（表一）^⑩。それらは大きく①仏具あるいは寺院などの財物・什物、②蔵骨器、③酒器などを含む食膳具、に分かれるだろう。この中で①・②のような使用形態は既に奈良三彩の段階において一般的に認められるもので、これを平安期における変革の契機とすることはできず、平安期緑釉陶器の出土地としても寺院や墓などに限定されない。

そうすると、③の側面に注目せざるを得ない。なかでも節会などにおける使用例があり、宮廷内の国家的な儀式、饗宴などで使われる容器の一つにこの緑釉陶器が存在している点に気付かされるだろう。弘仁期は、唐風文化の流行期であるとともに、宮廷儀礼の整備あるいは復活がなされた時期でもある^⑪。そのような儀式整備の一環としてこの平安期緑釉陶器の成立を位置付ければ、弘仁期の早い段階での伝習記事の存在と時期的にも符合するであろうし、伝習記事が正史に留められた意味をも説明できるのではなからうか。この時期の儀式の整備の背景としては、既に指摘されている通り、国家的儀礼が天皇を中心とする君臣上下関係の秩序維持の機能を持つことから、その強化としての側面が大きい^⑫。儀式の場での

平安初期における鉛釉陶器生産の変質（高橋）

表1 文献にみえる「瓷」とその用途

年代	器名	用途	使用場面	産地	典拠
734・5・1	瓷环・瓷鉢・瓷油环	仏器	(興福寺西金堂)		造仏所作物帳<文1>
766・1・14 768・閏6・13 768・8? 764~6?	瓷鉢 瓷鉢 瓷大爐 瓷鉢	仏器 仏器 仏器 仏器			北倉代中間下帳<文16>
815・1・5	瓷器	—	—	(國産)	日本後紀
871・8・17	白瓷茶瓶子・同茶碗 ・青瓷瀝呂 瓷瓶(白・青) 白瓷壺・唾壺(白・青) ・瓷瓶	仏器(什物) 仏器(僧房具)	(西影堂) (僧房)	國産? 唐 國産?	安祥寺伽藍縁起資材帳
883・9・15	白瓷湯碗	仏器(財物)	(宝蔵)	唐	観心寺伽藍縁起資材帳
(927)	瓷盞 瓷盤 瓷雜器 瓷器	食膳具(酒器) 食膳具 食膳具 —	諸節 正月三節[齒固] 天皇日當?	 尾張・長門	延喜造酒司式 延喜内膳司式 延喜民部省式
(931~938)	瓷	食膳具(器皿)	—		和名類聚抄
(10世紀後半)	瓷盤 瓷环 瓷器	食膳具 食膳具(酒器) 食膳具	齒固 正月節会 精進日		西宮記
950・11・10	青瓷环・青瓷鉢・青瓷巨瓶	仏器(財物)	—		仁和寺御室御物実録
951・10・26	青瓷大埵	食膳具(飯器)	魚味始		九層逸文
(10世紀後半~11世紀前半)	青瓷 青瓷酒盞 青瓷	食膳具 食膳具(酒器) 食膳具	精進日 [6/1~7/30] 賀茂祭日		侍中群要
(11世紀初め)	青瓷盞	食膳具(酒器)	元日節会[三節]		北山抄
1011・7・20	白瓷壺	蔵骨器	葬儀		權記
1025・9・17 1025・9・22	白瓷器 (白)瓷器	仏器 仏器	(治部省正庁) 季御就路(治部省)	尾張 尾張・美濃	小右記
1065・6・13	青瓷瓶・同大鉢	仏器	祈雨		覚禪鈔
1069・5・18	白瓷	—	—	美濃	土右記
1102	白瓷罽伽・瓶	仏器	(灌頂院・講堂)		東寺新造仏具等注進状<平4962>
1105・1・1	青瓷	食膳具(酒器)	元日節会[三節]		永昌記
(1111)	青瓷 青瓷杯 青瓷 青瓷酒杯 瓶子(白・青) 白瓶子・青瓷瓶子	食膳具 食膳具(酒器) 食膳具(酒器) 食膳具(酒器) 食膳具(酒器) 食膳具(酒器)	齒固 元日節会 踏歌 乞巧奠 賀茂祭 大将饗		江家次第
1113・1・6	青瓷瓶子	食膳具(酒器)	太政大臣大饗		長秋記
1117・6・10	青瓷器・青瓷瓶	仏器	祈雨		覚禪鈔
1117・6・14	青瓷器・白瓷器	仏器	祈雨	(國産)	永久五年祈雨日記
1117・8・7	青子鉢・青子大鉢・青子筒・青子瓶	仏器(財物)	(正倉院南倉)	(奈良三彩)	東大寺綱封蔵納物注文<平4970>

(備考) 本表に掲げた史料は永久年間以前に限定。年代欄の()内は典拠の成立年代。典拠欄の「文」は大日本古文書,「平」は平安遺文を示す。

上下秩序の明示は、その場で使用される容器類においても適用されており、使用者の身分によって使用できる容器の材質が限定されていたことが文献の上で確認できる。^②例えば緑釉陶器についても、『江家次第』によると、三節の御酒を供するのに青瓷の杯を用い、「不給臣下」とされている。^③正月節会という国家的饗宴を彩り、使用者を限定する高級食器としての位置付けが、緑釉陶器に与えられていたことがわかる。つまり、国家的儀式あるいはその他の饗宴において階層性を明示する容器としてこの緑釉陶器が着目され、唐風文化を体現化した高級容器としてその新たな生産が開始されたことが想定されるのである。^④

それとの関連で触れておきたいのは、平安時代に入ってから平安京内の最重要ともいえる公的な建物に緑釉単彩瓦がまるとまって使用されるようになる点である。例えば、延暦二四年頃には完成していたとみられる豊楽院には緑釉瓦が葺かれている。^⑤この豊楽院は唐風の建築で国家的な饗宴を執り行う場であったことから、唐風指向の饗宴の場に緑釉製品が位置付けられるものとして同一線上にあらう。また、朝堂院なども弘仁六年に修理を行った際に緑釉瓦に葺き代えられたようであり、天皇の遊覧所である神泉苑の乾臨閣などでも緑釉瓦が用いられていた。同じ緑釉を施しており、儀式や饗宴を彩る舞台装置として平安初期にその使用が拡大することからも、双方の一体的な動きを考えるのは不自然ではなからう。

さらに、先に記したような儀礼行為は平安宮で行われるとともに、その縮小された形のものが各国府を初めとする地方官衙などで執り行われていたとみられている。^⑥その点を考慮すれば、当該期に進められた全国的な儀式体系の整備の一環として、その用具の一部を構成する緑釉陶器が各地で必要になったであろうことは容易に予想される。全国的な需要には、きわめて小規模な生産であった旧来的な畿内の官営工房では応えることができず、緑釉陶器生産地を尾張と長門というように畿内の東と西に配したことは十分に想定できるであらう。それが、平安器緑釉陶器の構成要素たる生産地の拡大と生産量の一定増加の背景であったと推測したい。そしてこのような仮説こそ、九世紀前半の東海産緑釉陶器が山城では冷然院、畿外では斎宮や胆沢城などでまるとまって出土しており、平安京や地方官衙を中心とした消費動向を示すという考古学

的事実とも適合するであろう。

最後に、上記のような背景で緑釉陶器生産が開始したとすれば、何故ほかでもなく尾張と長門の二国に新生産地が成立したかという点について触れておくことにしたい。まず尾張については、在地の伝統的な窯業技術基盤があり、当該期における全国でも抜きん出た生産力を挙げることでほぼ異論はなからう。一方の長門については、九世紀頃には既に須恵器生産が衰退化傾向を示しているようであり、しかも西日本地域の中で比較しても傑出して窯業生産が盛んであったと言いが難い^③。そこで当然考慮されねばならないのは、原材料の問題であろう。長門は『延喜式』などにその貢納が記載されている通り当該期の鉛の産地である^④とみられ、同時に銅の産地でもあり、呈色材としての緑青も容易に入手できるものと判断される^⑤。この点以外には、長門と緑釉陶器を直接結び付け得る要素は認め難いことから、おそらく釉の原材料の調達に至便な地域であるという点が、成立の一大要因になったと考えられよう。もちろん、尾張についても原材料としての上質の陶土という面では優れて選択に価する地域である。

ただし、長門の開窯の主因を原材料に求めるとしても、銅や鉛の産地は西国において他にも見られ、長門が特に選ばれた別の要因も考慮する必要がある。そこで想起されるのは、鑄銭使が弘仁九年三月から天長二年四月まで長門に置かれていた点である^⑥。鑄銭は当然ながら銅や鉛を原料とするため、緑釉陶器生産と原材料面での共通性を有しており、鑄銭使という中央からの出先機関が設置されているという点で、長門は原材料の調達さらには労働力の確保という面も含めて中央からの技術移植を図るのに最も適した条件を備えていたと言えるのではなからうか^⑦。

① 吉田恵二「緑釉陶と灰釉陶との相関関係とその編年について」(前掲)、巽淳一郎「古代窯業生産の展開——西日本を中心にして——」

(前掲) ほか。

③ 小笠原好彦「正倉院陶器の製作をめぐって」(『考古学雑誌』第六二卷第二号、一九七六年)。

② 硬陶の出現が須恵器生産との関連を考えるうえで特筆すべき現象であることは言うまでもない。

④ 山崎一雄「小笠原好彦氏の「正倉院陶器の製作をめぐって」を讀んで——技術面での批判——」(『考古学雑誌』第六二卷第二号、一九七六年)。

⑤ 寺島孝一「平安京出土の緑釉陶器」(『考古学雑誌』第六二卷第三号、一九七六年)、矢部良明「晩唐五代の越州窯系青磁と平安前期の緑釉陶と灰釉陶との相関関係」(『月刊考古学ジャーナル』二二一、前掲)、吉田忠二「緑釉陶と灰釉陶との相関関係とその編年について」(前掲)ほか。

⑥ 西弘海「土器様式の成立とその背景」(『小林行雄博士古稀記念論文集 考古学論考』一九八二年、後に『土器様式の成立とその背景』(前掲)所収)ほか。

⑦ 西弘海氏は、筆者の述べた「土器様式の平衡」という状況に関して「土器様式の発展」という用語を使用している。西「土器様式の成立とその背景」(前掲)。

⑧ 儀式や衣服、殿閣・諸門の名称などの唐風化は周知の通りであろう。『日本紀略』弘仁九年三月丙午条、同年四月庚辰条ほか。

⑨ 土器様式の平衡の有無と意匠としての器形の変化という関係を逆の面で示すのは、正倉院三彩に代表される奈良三彩である。それが基本的に須恵器あるいは土師器の形態を採るのは、八世紀前半〜中葉頃が土器様式としての安定期であったために、新たな意匠としての器形をあまり必要としなかったという状況が大きく作用したのではないかと推測できる。奈良三彩と須恵器や土師器の器形との関係については、西弘海「奈良三彩の造形意匠について」(前掲)参照。

⑩ 多様な色彩の容器に変化した点については、既に森隆氏などが着目している。森隆「近江系緑釉陶器の編年と器形的系譜に関する若干の試論」(『考古学雑誌』第七六卷第四号、一九九一年)ほか。

⑪ 緑釉陶器生産は平安初期より日常什器化を目指して新たな生産が開始されたという見解が巽淳一郎氏などにより出されている。しかしながら、九世紀前半代では、入念なミガキを施し精緻な陰刻の文様を描く尾張産緑釉陶器などの存在や製品の消費状況をもみても、広範な需要

層への供給を想定した生産は考えられないだろう。巽淳一郎「古代窯業生産の展開——西日本を中心にして——」(前掲)。消費状況に関しては、前川要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」(前掲)、橋本久和「大阪北部の古代後期・中世土器様相」(『高槻市文化財年報』昭和六三・平成元年度、一九九一年)など参照。

⑫ 伊藤博幸・佐久間賢・土沼章一「胆沢城東方官衙南地区出土の施釉陶器」(『考古学雑誌』第七〇巻第一号、一九八四年)、福岡市教育委員会「多々良込田遺跡」Ⅲ(前掲)ほか。

⑬ 前川要「平安時代における東海系緑釉陶器の使用形態について」(前掲)。

⑭ 武蔵国分寺出土土例。国分寺市史編さん委員会「国分寺市史」上巻(一九八六年)。密教的な陰刻を持つものとしては、他に輪宝や梵字を配した京都・仁和寺出土の灰釉陶器があるが、管見の及ぶかぎり確実なものはこの二例程度である。(附)京都市埋蔵文化財研究所「仁和寺境内発掘調査報告」(一九九〇年)。

⑮ 「類聚三代格」承和三年五月九日太政官符。
⑯ 「続日本後紀」承和元年十二月乙未条、『類聚三代格』承和元年十二月廿九日太政官符。

⑰ 表の作成に当たっては、亀井明徳「平安期輸入陶磁器の名称と実体」(『考古学雑誌』第六一卷第一号、一九七五年)、野場喜子「平安時代陶磁器の使用例について」(『名古屋博物館研究紀要』第一〇集、一九八七年)、井上喜久男「尾張窯器考」(前掲)などを参照した。

⑱ 他にも、精進日などにおける天皇の日常食器としての使用例がある。これは、平安期の新たな動きの可能性があり、もしそうだとすれば重要な側面と思われるが、その機能のみを重視すると、生産地の拡大や生産量の増加は矛盾した動向となるだろう。

⑲ 山中裕「平安朝の年中行事」(『塙書房』一九七二年)。

20 宮廷儀礼の唐風化との関係については、既に宇野隆夫氏が言及して

いる。ただ、宇野氏自身も断り書きしている通り、その論文では事例の提示や論証がほとんど省略されている。なお、宇野氏は弘仁の伝習記事についても、『日本後紀』同年の第一番目に「侍臣を前殿に宴す」の記事が見られることから、そこで用いられた食器を製作した功績に對する「出身」とみなしている。ただ、二つの記事の相関性までを読み取ることは無理であろう。宇野「古代的食器様式」（歴史時代土器研究同人会『歴史時代土器研究』第七号、一九八九年）、同「律令社会の考古学的研究 北陸を舞台として」（桂書房、一九九一年）。

21 山中裕氏によれば、花宴が弘仁三年、内宴が弘仁四年に新設され、正月の三節なども弘仁に入っていく時代の復活あるいは整備されるという。また、橋本義則氏によると、弘仁六年は嵯峨朝の儀式整備にとって重要な年であったとされている。このような点は、弘仁六年の伝習記事とも時期的に符合するであろう。なお、節会の完成や儀式の唐風化は、既に桓武朝の頃からであることが湊敏郎氏らにより指摘されており、萌芽期段階の緑釉陶器生産とも共通する歩みとして注目される。山中『平安朝の年中行事』（前掲）、橋本「外記政」の成立——都城と儀式——（『史林』第六四卷第六号、一九八一年）、同「平安草創期の豊楽院」（岸俊男教授退官記念会『日本政治社会史研究』中、一九八四年）、湊「平安初期の宮廷年中行事」（『古代文化』第三四卷第四号、一九八二年）。

22 湊敏郎「平安初期の宮廷年中行事」（前掲）、橋本義則「平安草創期の豊楽院」（前掲）、神谷正昌「内裏式」と弘仁期の儀式」（國學院大學大学院紀要——文学研究科——第二輯、一九九〇年）ほか。

23 野場喜子「平安時代陶磁器の使用例について」（前掲）ほか。

24 『江家次第』巻第一、元日宴会。なお、他にも同種の記載があり、『延喜造酒司式』では諸節会に使用する酒盃としての「瓷盃」は内命

婦以上とされている。

25 冷然院では九世紀前半代とみられる尾張産の精緻な陰刻文様を施す良質の緑釉陶器がまとまって出土しているが、これは嵯峨朝に冷然院でしばしば行われる詩宴などの席で用いられた可能性が高いと考えている。漢詩が詠まれる場で唐風の器はまさにふさわしい。嵯峨院においても、嵯峨天皇もしくは上皇に供されたとみられる「供御」の墨書を持つ土師器とともに緑釉陶器が高い比率で出土している。これについても、冷然院例と同様に嵯峨院で行われた饗宴などの際に用いられたことを考えておくべきであろう。『日本紀略』弘仁七年八月丁巳条、同八年四月壬辰条、同十年十月乙卯条、同十一年八月丙戌条など。（財）京都市埋蔵文化財研究所「左京二条二坊（二）」（前掲）、古代の土器研究会『古代の土器1 都城の土器集成』（一九九二年）。

26 植山茂「平安宮豊楽院の瓦」（『ひろたコレクション 古瓦図考』、ミネルヴァ書房、一九八九年）。

27 山中章「長岡京から平安京へ——都城造営にみる律令体制の変質」（『新版 古代の日本』六（近畿Ⅱ）、前掲）。

28 古瀬奈津子「唐礼継受に関する覚書——地方における儀礼・儀式——」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第三五集、一九九一年）。

29 古瀬奈津子氏も指摘されている通り、九世紀前半頃に国庁の建物が礎石建物化し、前庭が拡大化するのも、この時期の国家的な儀式整備と対応する動きと考えられる。また、同種の整備は国分寺などでも認められるようである。古瀬「唐礼継受に関する覚書——地方における儀礼・儀式——」（前掲）、山中敏史「国衙・郡衙の構造と変遷」（『講座日本歴史』二、東京大学出版会、一九八四年）、原田和彦「平安時代初期における国分寺の様相」（國學院大學日本史学専攻大学院会史学研究集録「第一号、一九八九年」）。

30 既に巽淳一郎氏が、尾張と長門がそれぞれ東国一円と西国一円の需

要を満たすために生産を開始したとみている。ただし、実際上の供給関係としては、長門が西国一円の需要を満たしていたわけではなく、企画と現実にはズレが存在していたものと言えらるだろう。異「古代窯業生産の展開——西日本を中心にして——」（前掲）。

④① 桑原邦彦・池田善文「防長地域の須恵器窯跡と編年研究」（周陽考古学研究所『山口県の土器器・須恵器』、一九八一年）、山口県教育委員会『生産道跡分布調査報告書 窯業』（一九八三年）。

④② 奈良時代の文献であるが、『造仏所作物帳』によれば、釉の原材料として黒鉛、緑青、赤土、白石などが列挙されている。福田敏男「奈良時代における興福寺西金堂の造営」（『日本建築史の研究』、一九四三年）参照。

④③ 『延喜主税寮式』上。

④④ 『統日本紀』文武二年九月廿八日条には、緑青の貢納を命ぜられて

五 結 語

本稿では、鉛釉陶器生産が変質し、平安時代の新たな緑釉陶器が誕生する過程に焦点を絞り、その実態と歴史的背景を追求してみた。最後に若干の見通しも含めて、製品の性格と生産体制の側面から奈良三彩と平安期緑釉陶器のそれぞれの特徴について私見を述べておきたい。

まず性格論に関してだが、奈良三彩が儀式用容器の性格を持つ点は従来から指摘されており、一方の平安期緑釉陶器についてはその成立に導いた用途として筆者は国家的な儀式や饗宴での使用を重視した。そのように記すと、奈良三彩も平安期緑釉陶器も同じ儀式という名で一括りにされかねないが、そこには質的差異を持つものと考えている。奈良三彩は基本的に仏事・祭事といった種類の儀式に用いられたものであるのに対し、平安期緑釉陶器は奈良三彩のような機能も一部

いる。

④⑤ 柴原永遠男「銚銭司の変遷」（『日本古代錢貨流通史の研究』、塙書房、一九九三年）。

④⑥ 私見では長門への緑釉陶器の技術教習が弘仁六年正月以降で、それほど時期を隔てない頃に行われることになるが、それは厳密に言えば長門に銚銭使が置かれる弘仁九年より先行する可能性が高い。弘仁九年以前の銚銭司の官司としては、所在地不明ながら延暦九年十月から弘仁七年七月まで銚銭司の設置が確認できる。もしそれが長門にあったとするならば、緑釉陶器窯設置にはその銚銭司の存在が背後にあったためとして理解しやすくなる。ただ、たとえそれが長門ではないにしても、弘仁期に銚銭使が置かれるだけの素地を長門に見いだすことは許されよう。柴原永遠男「銚銭司の変遷」（前掲）。

継承するものの、むしろ実際に食するために人が用いる器物を構成するようになっていく。基本的な性格としては奉獻具から食膳具、宗教祭器から実用食器への変化と言えるであろうか。これが当然ながら器種構成やその比率を変化させることになったのである。たとえ平安初期の段階では主として公的な儀式や饗宴の場で用いられる高級品であろうとも、平安期緑釉陶器が食膳具としての性格を持つようになった点は、後述の生産の変質とも相俟って、より広い需要層への供給へと後に展開する道を開くことにもなったのであろう。

次に生産体制については、九世紀前半代までに限ると、山城の生産は奈良三彩以来の旧来的体制を維持していた可能性が強く、尾張や長門も国衙の関与が高いものと推測される。その点では、初期の平安期緑釉陶器生産も国家的な統制からまったく外れた存在ではなく、以前からの継承的な側面を色濃く残している。ただし、平安期緑釉陶器生産では、恒常的な生産を行うために在地生産力を動員した新たな組織が形成されている。また、奈良三彩生産においては施釉に関する一連の技術が素地製作とは別工人により閉鎖的に保持されていたと推測されるのに対し、平安期緑釉陶器では在地の窯業集団に取り込まれ、その内部において技術伝習の体制が組まれていた可能性が高い。そのような生産組織の改変は平安期の大きな変質点と判断され、以後の生産拡大を方向づける重要な要件になったとみてよからう。

本稿の検討結果からすると、平安初期の鉛釉陶器生産の変質は、嵯峨朝がもたらしたいわば上からの変革という側面が強いことになる。だが、新生の緑釉陶器生産はおそらくその当初の企図を越えて九世紀後半から十世紀にかけて大いに盛行することになる。その要因には、上記の製品の性格と生産体制の変質が大きな位置を占めていたものと思われる。そして、その生産に対する国家的規制が弱まるにしたがい、需要度の高まりも手伝って、本稿の冒頭に述べたような平安京などでの施釉陶器の格段の消費量増加をもたらす結果になったものと推測している。平安期緑釉陶器生産の九世紀後半以降の展開と他の窯業生産との関連などについては、今後さらに検討を深めていきたい。

① 檀崎彰一「日本の三彩と緑釉」（前掲）ほか。

〔付記〕 本稿は、京都大学大学院文学研究科に提出した修士論文の一部をもとにまとめ直したものである。修士論文の作成に当たっては小野山節先生にご指導いただき、菱田哲郎氏ほか考古学研究室の諸学兄からも種々ご教示を受けた。また、吉岡康暢氏には素稿段階で目を通していただき、本誌への掲載ならびに文章表現などに関して高橋克壽氏のお手を煩わせた。本稿の内容の一部は、考古学研究会関西例会ならびに国立歴史民俗博物館共同研究「権力表象の場と儀礼」研究会において発表の機会を得ており、会出席の各氏よりご教示を賜わった。さらには、古代の土器研究会会員を初めとして下記の方々からは常日頃種々のご指導、ご鞭撻を賜わっている。資料の実見などに当たっては、御名前を逐一掲げないが、さらに多くの方々のお世話になっており、その点をここに明記し深謝の意を表します。末筆ながら、日頃の学恩に対する感謝の意を込めて、本稿を今年度退官を迎えられる小野山節先生に献呈いたします。

上村和直、宇野隆夫、岡田茂弘、尾野善裕、小森俊寛、佐藤隆、佐原真、白石太一郎、巽淳一郎、都出比呂志、仁藤敦史、平尾政幸、古瀬奈津子、前川要、森隆、吉田孝（敬称略）。

挿図等出典一覧

実測図はいずれも筆者が再トレースを行っており、図の統一上、一部改変を加えている。御了承願いたい。なお、筆者実測なども参考文献を掲げた。

- 図一—1・2 筆者実測。奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報一九六四』（一九六四年）、古代の土器研究会『古代の土器2 都城の土器集成Ⅱ』（一九九三年）。
- 3 (財)京都市埋蔵文化財研究所『平安京跡発掘資料選』（一九八〇年）。
- 図二 筆者作成。
- 図三—1 第二章註⑩文献。
2・3 第一章註①文献。

表1

- 4 第二章註⑩文献。
- 5 筆者実測。神崎町教育委員会『荒壁目遺跡』（一九八五年）。
- 6 九州歴史資料館『第九二次調査』（大宰府史跡 昭和五九年度発掘調査概報）、一九八五年）。
- 7 (財)京都市埋蔵文化財研究所『昭和五九年度京都市埋蔵文化財調査概要』（一九八七年）。
- 8 (財)千葉県文化財センター『常磐自動車道埋蔵文化財調査報告書Ⅱ』（一九八四年）。
- 9 奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告』Ⅵ（一九七四年）。
- 筆者作成。

〔追記〕 校正段階で古代の土器研究会第三回シンポジウムが開かれ、本稿と関連する内容の発表がいくつかなされた。紙数もないため、本稿の主旨に変更の必要がない点だけを最後に書き留めておきたい。

（国立歴史民俗博物館考古研究部助手）

Transformation of Lead-Glazed Ware Production in the Early Heian Period

by

TAKAHASHI Teruhiko

The production of lead-glazed ware (three-color and green-glazed ware) required the most complicated process in the ceramic industry of ancient Japan. Production changed considerably in *Konin* (弘仁) era, the first quarter of 9th century. First, production of green-glazed ware spread beyond the *Kinai* area to *Owari* and *Nagato* provinces. Second, new types of green-glazed ware started to be produced, the main products being bowls and dishes. Third, the production increased, the products being supplied to public sites all over Japan. These are important characteristics which distinguish production of *Heian* lead-glazed ware from that of *Nara* ware. In this paper, lead-glazed ware production in *Konin* and the historical background of this transformation are considered.

The production techniques in *Owari* and *Nagato* are re-examined. It is clear that these are identical and was introduced from the *Kinai* area. Furthermore, this technique was not introduced by chance, but was transplanted intentionally by the central government.

An article in part of the official history of the state, "Nihon-koki", is discussed. Although the article is so brief that its interpretation is in dispute, it does seem to suggest that craftsmen in *Owari* mastered the technique of glazed-ware in the 6th year of *Konin* (815 AD), and further, that they were taught the technique at a factory managed by the central government in *Kinai*, subsequently being dispatched to *Owari* and *Nagato*. A possible purpose of this transplantation was the procurement of 'miscellaneous vessels for annual provision', "Nenryo-Zakki", as listed in the code of the ministry of financial affairs, "Engi minbu-sho shiki".

Concerning the historical background of this transplantation, several reasons are suggested. Many historical documents describe glazed ware as tableware for national ceremonies and feasts. National ceremonies and feasts were frequently re-arranged in *Konin* era, and it is concluded

that production of new style lead-glazed ware and increase in production were linked with these re-arrangements, and that the transplantation was made necessary by the inability of the factory in *Kinai* to meet these new demands.

Internal Party Democracy in the Chinese Communist
Party: the disputes of the 1920 s

by

EDA Kenji

The 1920 s, the first ten years of the history of the Chinese Communist Party, is a period of repeated and ferocious dispute. The rules of the party tended to be highly centralistic, and Bolshevich "Democratic Centralism" was not introduced as the principle of organisation. However, since the leaders of the CCP, which had begun as an intellectuals' party, pursued theories of revolution and, following much argument, decided on party policy, the national congress and central committee's plenary session functioned as the place where the democratic will was decided. For the few years after 1927, with the Official adoption of "Democratic Centralism" and the opportunity for ordinary party members to participate in debates in party journals, the CCP enjoyed its period of greatest democratic activity. However, in the 1930 s the CCP became much more monolithic: minority groups which opposed the party center were expelled, and party members suspected of holding contrary ideas were subjected to "self-criticism". These changes in the nature of the CCP were achieved as a result of the power gained by Mao Zedong by the 1940 s. Three other factors which contributed to these changes were: (1) the severity of the situation produced by the underground struggle and the war; (2) the permeation of Stalinism; (3) the loss of position within the party of many of the theorists who had formed its early leadership.